

公示番号：170490

国名：ナイジェリア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：連邦首都区における栄養改善能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析/財務持続性評価）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析/財務持続性評価
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	経済/財務に関する各種評価
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱

6. 業務の背景

ナイジェリアの人口は世界7位、GDPは世界23位と他のアフリカ諸国に比べると、国の経済的な指標は優位であるが、国民の栄養状態については多くの課題を抱えている。5歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合は32.9%（132ヶ国中98位）、急性の栄養不良を示す消耗症の割合は7.9%（130ヶ国93位）となっている（2016年世界栄養報告）。¹さらに、母親の24.3%と妊婦の35.3%は貧血になっている。このような栄養状況を改善するためには、栄養剤の配布といった対策の他に、食事内容の改善を通じたより持続性が見込まれる対策も必要となっており、このためには栄養重視の農業振興も重要である。²

これを踏まえて当国では、国レベル及び地方レベルで省庁横断的な食料栄養委員会を組織しているものの、栄養改善には、保健・農業・教育・水・衛生等の各セクターが協力する必要がある、こうしたマルチセクターでの栄養の取組が十分に機能しているとは言い難い。こういった状況を改善するためナイジェリア政府は、連邦首都区（FCT）において食料栄養委員会を中心としたFCT内の農業・食料によるアプローチを含む栄養改善への取組を強化すべく、日本政府に技術協力プロジェクトを要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・連携しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の業務を行う。また本業務従事者は、他の業務従事者が作成に協力する報告書（案）を含めた、報告書（案）全体のとりまとめを行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年9月上旬～9月中旬）

①要請背景及び内容を把握する。

②別途JICAが実施した「ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査」

¹5歳未満の成長障害の人数は約1100万人と推計されている(Malnutrition: Nigeria Silent Crisis (<http://www.prb.org/pdf15/nigeria-malnutrition-factsheet.pdf>))。

² Nigeria Food Consumption and Nutrition Survey 2001 -2003

(参考資料)の調査手法及び結果を把握する。

- ③当該分野における既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ④現地調査で相手国関係者から収集すべき情報の内容を検討する。
- ⑤相手国関係者に対する質問票(英文)を作成する。
- ⑥PDM案、PO(Plan of Operation)案の全体を検討する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2017年9月中旬～10月上旬)

- ①相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②他団員と協力し、質問票の回答回収も含め担当分野に係る資料・情報を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - ア) FCT内の地方行政区(Local Government Area:LGA)及びArea Council(AC)の組織体制、所掌業務、人員、予算とその計画・承認プロセス
 - イ) ACsの栄養改善への意欲、取り組みの実施状況及び連邦首都区行政区や区といった他の行政機関との連携及び役割分担状況
 - ウ) FCT内の栄養、家計、食料生産と流通等に関する情報(栄養状態、5歳未満児の身長、体重、子供の出生時の情報、世帯収入、所有する農地の面積等)
 - エ) FCT内での他ドナーによる栄養及び関連分野に係る支援状況、ドナー連携・協調の動向
 - オ) 現地で本事業でリソースとして活用可能な機関、人物の有無及びその機能力
 - カ) FCTの財務状況の分析と、協力期間終了後の本事業の財務面での持続性評価なお、ア)、イ)については、FCT内の6つのACsすべてに対するアンケートとともに、最低2か所のACsでの聞き取り調査を実施する。

- ③調査結果や関連機関等のコメントを踏まえた上で、PDM、PO(和文・英文)の修正及びM/M案(英文)とR/D(英文)案の作成に協力する。
- ④現地調査結果のJICAナイジェリア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年10月中旬～10月下旬)

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の全体取りまとめを行う。
- ②評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から評価を行い、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の調査団員が作成したものを含め、詳細計画調査報告書(案)の全体のとりまとめを行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(2)とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 事業事前評価表（案）（和文）
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「Jコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ/ロンドン/フランクフルト⇒アブジャ⇒パリ/ロンドン/フランクフルト⇒日本を標準とします。

(2) 宿泊料：

宿泊料については、ラゴス及びアブジャで宿泊する場合にはJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。アブジャでの宿泊料積算にあたっては同単価に基づき22,300円／泊として計上してください。なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。その他の地域はガイドラインのとおりです。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月16日～2017年10月8日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 栄養改善（コンサルタント）

エ) 評価分析/財務持続性評価（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAナイジェリア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（警護警官の手配を含む。JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA の調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8413) にて配布します。

・本プロジェクト要請書

②本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

[\(http://libopac.jica.go.jp/\)](http://libopac.jica.go.jp/)

・ナイジェリア連邦共和国ラゴス州における貧困層のための地域保健サービス強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12183950.pdf>

・ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12286423.pdf>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上